

## 県立坂町病院の活性化に関する決議

現在、我が国では、少子・高齢化の進展や医療ニーズの多様化など、医療をとりまく環境が大きく変化する中、医師の地域偏在などにより、地域医療を担う医師不足が深刻な問題となっている。

このような中であって、主に胎内市、関川村及び村上市の地域医療を担う県立坂町病院の活性化策の推進については、平成17年12月に設立された「県立坂町病院活性化協議会」の不断の取組によって、地域住民に対する医療体制の確保とその医療水準の向上を図るための活動を強力に推し進められてきたところである。

しかしながら、この間、常勤の整形外科医師及び産婦人科医師等が開業等により退職して行く中、相対的な医師不足も相まって診療科によっては、常勤医師の補充が行われず、地域の中核病院としての機能は著しく低下することとなり、当該地域の医療体制に大きな不安をもたらすこととなった。

このような状況を踏まえ、「県立坂町病院活性化協議会」では、県立坂町病院と一体となった取組を進め、常勤の神経内科医師並びに常勤の内科医師を確保する等、地域の医療に対する不安を取り除くと共に、高齢者の急性期に対応した病院の医療体制の整備にも一定の成果を上げてきたところではあるが、県立坂町病院が、真に地域医療の中核を担う医療機関として機能するためには、引続き医療体制の整備促進と併せて医師の充足を図る必要がある。

よって、本市議会は、「県立坂町病院活性化協議会」の取組に呼応し、県立坂町病院が地域医療の拠点として真にその機能を果たすことにより、ここで生きる地域住民に対する医療体制が一刻も早く確保されるよう、関係機関に強く要望する。

以上決議する。

平成26年3月19日

村上市議会